



IASB Update は、国際会計基準審議会（IASB）の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、[作業計画](#)で見ることができる。IFRS®基準、修正及び IFRIC®解釈指針に関する IASB の最終的な決定は、IFRS 財団の[レビュー・プロセス・ハンドブック](#)に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

IASB は、[2023年6月20日から22日](#)に会議を行った。

## 関連情報：

- IASB Update 原文は[こちら](#)
- IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は[こちら](#)

## 目次

### リサーチ及び基準設定

- [料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）](#)
- [持分法（アジェンダ・ペーパー13）](#)
- [基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）](#)
- [IFRS for SMEs 会計基準の第2次包括レビュー（アジェンダ・ペーパー30）](#)
- [開示に関する取組み — 公的説明責任のない子会社：開示（アジェンダ・ペーパー31）](#)

## リサーチ及び基準設定

### 料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）

IASB は 2023 年 6 月 20 日に会合し、次のことを行った。

- 公開草案「規制資産及び規制負債」における、測定基礎、キャッシュ・フローを基礎とした測定技法及び不確実な将来キャッシュ・フローの見積りに関する提案を再審議する計画を議論した（アジェンダ・ペーパー9A）。IASB は計画に関して何も決定を求められなかった。
- 不確実な将来キャッシュ・フローの見積りに関する提案に関連した具体的なトピックの再審議を開始した（アジェンダ・ペーパー9B）。

### 不確実な将来キャッシュ・フローの見積り（アジェンダ・ペーパー9B）

IASB は、公表予定の会計基準書で次のようにすることを暫定的に決定した。

- 企業は不確実な将来キャッシュ・フローの見積りを、2つの方法（「最頻値」方式又は「期待値」方式）のうちキャッシュ・フローをよりよく予測すると企業が見込んでいる方を使用して行うという、公開草案で提案した要求を維持する。
- 不確実な将来キャッシュ・フローの見積り方法の見直しを、事実及び状況の著しい変化があるため当該方法がキャッシュ・フローをよりよく予測すると企業が見込まなくなった場合にのみ行うことを企業に要求する。
- 企業が不確実な将来キャッシュ・フローを見積るために「期待値」方式を使用する場合には、企業は結果の範囲全体（規制資産若しくは規制負債が存在しないか、又は、存在はするが将来キャッシュ・フローを生み出さない場合の結果が含まれる）を考慮すべきであることを明確化する。
- 規制資産について独立した減損テストを要求しないという公開草案の提案を維持する。

14名のIASBメンバー全員が(a)及び(d)の決定に賛成した。14名のIASBメンバーのうち13名が(b)及び(c)の決定に賛成した。

また、IASB は、公表予定の会計基準書では、「最頻値」方式が不確実な将来キャッシュ・フローをよりよく予測する可能性のある状況に関する追加のガイダンスを設けないことも暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成した。

### 次のステップ

IASB はプロジェクト提案を引き続き再審議する。

## 持分法（アジェンダ・ペーパー13）

IASB は 2023 年 6 月 20 日に会合し、持分法プロジェクトの範囲に含まれる適用上の疑問についての議論を継続した。

### 公開草案に向けて — 投資者の所有持分を変動させる取引及び他の事象（アジェンダ・ペーパー13A）

IASB は、関連会社が持分決済型の株式に基づく報酬又は株式ワラントを付与する場合に投資者が持分法をどのように適用するかに関する提案を開発しないことを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

### 公開草案に向けて — 関連会社に対する投資の取得に係る条件付対価（事後測定を含む）（アジェンダ・ペーパー13B）

IASB は、次の提案をすることを暫定的に決定した。

- a. 関連会社に対する投資の取得時に、投資者は条件付対価を当該投資の取得原価の一部として認識し、その条件付対価を公正価値で測定する。
- b. 取得日後に、
  - i. 資本に分類される条件付対価について — 投資者は当該対価のその後の決済を資本の中で会計処理する。
  - ii. その他の条件付対価について — 投資者は当該対価を各報告日の公正価値で測定し、公正価値の変動を純損益に認識する。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

### 次のステップ

IASB は、本プロジェクトの範囲に含まれる適用上の疑問についての議論を継続する。これには、持分法で会計処理する関連会社に対する投資以外の投資に暫定的な決定を適用することの影響が含まれる。

## 基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）

IASB は 2023 年 6 月 20 日に会合し、公開草案「全般的な表示及び開示」における以下に関する提案を再審議した。

- 区分及び小計（アジェンダ・ペーパー21A）
- IAS 第 29 号「超インフレ経済下における財務報告」及び IAS 第 12 号「法人所得税」（アジェンダ・ペーパー21B）

### 区分及び小計に関連する論点（アジェンダ・ペーパー21A）

IASB は、純損益計算書において次のようにする旨を明確化することを暫定的に決定した。

- a. 資産又は負債の認識の中止から生じる収益及び費用は、認識の中止の直前に当該資産又は負債が生み出していた収益及び費用と同じ区分に分類される。
- b. 資産又は負債からの収益及び負債の分類を（当該資産又は負債の認識に影響を与えずに）変化させる取引又は他の事象から生じる収益及び費用は、当該取引又は他の事象の直前に収益及び費用が分類されていた区分に分類される。
- c. (a)及び(b)に記述した収益及び費用が、資産及び負債のグループに関わる単一の取引又は他の事象から生じる場合で、当該資産及び負債のグループに関する収益及び費用が当該取引又は他の事象の直前に異なる区分に分類されていた場合には、
  - i. 当該取引又は他の事象に係る利得又は損失は、当該グループの中の資産のいずれかが営業区分に分類されていた収益及び費用を生み出していた場合には、営業区分に分類される。
  - ii. 当該取引又は他の事象に係る利得又は損失は、当該グループの中のすべての資産が投資区分に分類されていた収益及び費用を生み出していた場合には、投資区分に分類される。

14名のIASBメンバーのうち13名が、(c)に関する文案の提案を条件に、この決定に賛成した。

IASBは、特定の企業は「財務及び法人所得税前純損益」の小計を表示しない旨を確認することを暫定的に決定した。この禁止が適用されるのは、主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供する企業が、資金の調達のみに関わる取引から生じる負債からのすべての収益及び費用を営業区分に分類する場合である。

14名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

IASBは、追加の対応は必要とされないとスタッフが結論を下した他の未決着の論点（以下を含む）について議論した。

- a. 互いに等しい小計の表示
- b. 企業が継続企業として存続する能力に関する期中財務諸表における開示についての要求事項
- c. 表示及び開示の要求事項を適用するにあたり行った重大な判断の開示についての要求事項

IASBは何も決定を求められなかった。

## **IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」及びIAS第12号「法人所得税」に関連する論点（アジェンダ・ペーパー21B）**

IASBは、次のことを暫定的に決定した。

- a. 正味貨幣持高に係る利得又は損失は、IAS第29号を適用する企業が単一の科目に表示する場合には、純損益計算書において営業区分に分類される旨を明確化する。14名のIASBメンバーのうち13名が、文案の提案を条件に、この決定に賛成した。
- b. IAS第12号の範囲に含まれる資産及び負債から生じる為替差額のうち、IAS第21号「外国為替レート変動の影響」に従って純損益に認識されるものは、過大なコストや労力を伴う場合を除き、純損益計算書において法人所得税区分に分類される旨を明確化する。14名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。
- c. 繰延税金資産及び負債に係る為替差額の分類についてのIAS第12号の第78項の要求について、(b)における暫定的な決定と合わせるための結果的修正を行う。14名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

### **次のステップ**

IASBは今後の会議で本プロジェクトの提案を引き続き再審議する。

## **IFRS for SMEs 会計基準の第2次包括レビュー（アジェンダ・ペーパー30）**

IASB は 2023 年 6 月 22 日に会合し、次のことを行った。

- 公開草案「IFRS for SMEs 会計基準の第 3 版」（公開草案）に対するフィードバックについて議論した。
- 公的説明責任の定義を明確化する公開草案における修正案を変更すべきかどうかを決定した。

### 公開草案に対するフィードバック（アジェンダ・ペーパー30A–30C）

IASB は、公開草案に対するフィードバックについて議論し、SME 適用グループ（SMEIG）が検討すべき疑問点についての提案を提供した。

### 公的説明責任の定義（アジェンダ・ペーパー30D）

IASB は、次のことを暫定的に決定した。

- a. IFRS for SMEs 会計基準（基準）の 1.3 項(b)の修正案を確認した。公的説明責任の第 2 の要件を満たすことが多い企業の例として、銀行、信用組合、保険会社、証券ブローカー・ディーラー、ミューチュアル・ファンド及び投資銀行を列挙するものである。14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。
- b. 公表予定の基準書「公的説明責任のない子会社：開示」における公的説明責任についての記述と同じ修正を行う。14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。
- c. 公開草案の 1.3A 項を基準から撤回し、基準及び基準に関する結論の根拠についての教育用モジュールに含めない。14 名の IASB メンバーのうち 8 名がこの決定に賛成した。
- d. 基準に関する結論の根拠において、各法域における国内の立法機関及び規制当局の役割を IFRS for SMEs 会計基準に対する趣意書でさらに明確化することはしないことを決定した理由を説明する。14 名の IASB メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。
- e. 公的説明責任の定義に関するガイダンスについてのその他の提案を、基準をサポートする教育用モジュールにおいて当該モジュールの更新時に扱うべきかどうかを検討する。14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

### 次のステップ

2023 年 7 月 13 日に、スタッフはコメントレター及びアウトリーチ・イベントからのフィードバックを SMEIG 会議で提示する。スタッフは、6 月の IASB 会議での IASB メンバーからの示唆を受けて、当該フィードバックから識別された具体的なトピックについて SMEIG メンバーの意見を求める。

この SMEIG 会議の後に、IASB は公開草案における提案の再審議に関するプロジェクト計画について議論する。

### 開示に関する取組み — 公的説明責任のない子会社：開示（アジェンダ・ペーパー31）

IASB は 2023 年 6 月 20 日に会合し、公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」の提案の再審議を継続した。

### 公開草案「IFRS for SMEs 会計基準の第 3 版」での開示要求案に対するフィードバック（アジェンダ・ペーパー31A）

IASB は、公開草案「IFRS for SMEs 会計基準の第 3 版」における開示要求案に対するフィードバックが、公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」における開示要求案を変更する必要性を示唆するものであったかどうかを検討した。IASB は追加の変更を行わないことを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

### 次のステップ

IASB は公表予定の基準書についての書面投票プロセスを開始すべきかどうかを検討する。